

都市計画法に基づく横浜市開発審査会 提案基準の一部改定について

1 趣旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「横浜市開発審査会提案基準」について、法の趣旨及び近年の許可申請状況を踏まえ、審査基準の一層の明確化を目的に、次のとおり一部改定します。

2 改定の概要

立地基準編第3章第2節に規定する横浜市開発審査会提案基準（以下、提案基準）について、次の通り改定します。

(1) 各提案基準における注釈の存在の本文への明記（提案基準各号）（新旧対照表1～18頁）

基準本文と注釈の関連性を明確にするため、本文中に注釈番号を記載します。

(2) 障害者グループホームの開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置（提案基準第29号）（新旧対照表13～14頁）

第1項第2号において、新たに申請する障害者グループホームの敷地と既存の障害者グループホームの敷地との離隔距離を規定しています。

この規定を運用するにあたって、離隔距離の対象となる既存の障害者グループホームについて、立地の有無を判断する時点及び施設の定義を新たに定めます。

【問合せ先】

宅地審査部宅地審査課宅地企画担当
電話：045-671-2945